

12 差出申一札之事（江戸火事にて御屋敷様類焼のため小野路村御林材木にて御長屋切組の件につき）

享保一七年四月

【解読文】

差出申一札之事

一今度江戸火事ニ御屋鋪様御類
焼被遊候ニ付小野路村御林材木ニテ
御長屋切組差上ケ候様ニと被 仰付候
就夫御用之人馬被 仰付候節少も
無遅滞御触次第早速罷出相勤
可申候此度之儀者各別之御事ニ候間
惣而油断不仕諸事御申渡候節
無油断相勤可申旨御申渡委細ニ
致承知候若万一致油断人馬等
致遅参候歟又ハ不働之勤方仕候ハ、
此一札を以如何様之越度ニも可被仰上候
其節ニ至各々少も御恨申間鋪候
為其惣百姓連判一札差出申候仍如件

吉兵衛[㊦]

享保十七年子四月

勘右衛門[㊦]

七右衛門[㊦]

与治右衛門[㊦]

七郎右衛門[㊦]

善右衛門[㊦]

元右衛門[㊦]

嘉右衛門[㊦]

市郎右衛門[㊦]

安兵衛[㊦]

潰

市右衛門[㊦]

仁左衛門[㊦]

権兵衛[㊦]

伊兵衛[㊦]

金右衛門[㊦]

潰

清左衛門[㊦]

三郎兵衛[㊦]

名主

年寄中

潰

潰

潰

